

地域活性化及び市民サービスの向上に関する 包括連携協定書

宗像市（以下「甲」という。）とエフコープ生活協同組合（以下「乙」という。）は、地域の活性化及び市民サービスの向上を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、双方が持つ資源を有効に活用したまちづくり活動を協働で推進することにより、地域全体の活性化及び市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携するものとする。

- 地域産業の活性化に関すること。
- 行政及び地域の情報発信に関すること。
- 健康づくり・食育に関すること。
- 子育て支援に関すること。
- 教育及び青少年の育成に関すること。
- 高齢者及び障がい者等の福祉に関すること。
- 市民の安全・安心に関すること。
- 環境に関すること。
- 観光及び文化・スポーツの振興に関すること。
- 防災・減災対策や災害時支援に関すること。
- その他地域社会の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

（具体的取組みの内容及び実施方法）

第3条 前条各号に定める事項を効果的に推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとし、具体的取組みの内容及び実施方法は、甲乙協議のうえ、別途取り決めるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の3カ月前までに、甲又は乙いずれかから更新しない旨の書面による意思表示がなされないときは、同一条件により1年間有効とし、以後も同様とする。

（協定解除）

第5条 甲又は乙が有効期間の中途において解約を申し出た場合には、甲と乙は協議を行うものとする。この場合、合意が成立しないときは、甲又は乙は、相手方に対して1カ月前までに書面で通知することにより、相手方に何ら責任を負うことなく、本協定を解除することが出来るものとする。

（協定の見直し）

第6条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、その都度、双方協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第7条 甲および乙は、本契約の履行により知り得た相手方の営業上、その他業務上の秘密を、事前に相手方の書面による承諾を得た場合を除き第三者にこれを開示または漏洩してはならない。ただし、被開示者（以下、その秘密情報を相手方より仕入れた者とする）において次の各号のいずれかに該当することを証明しうる情報は秘密情報に該当しないものとする。

- 開示を受けた時点において、既に被開示者が保有していた情報
- 開示を受けた時点において、既に公知または公用であった情報
- 開示を受けた後、被開示者の責によらないで公知または公用となった情報

（疑義の解決）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義等が生じたときは、甲乙協議のうえ、解決するものとする。

本協定の締結にあたり本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和2年6月30日

甲 宗像市東郷一丁目1番1号

宗像市

宗像市長

伊豆 美沙子

乙 福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目8番1号

エフコープ生活協同組合

代表理事理事長

堤 新吾